

学校感染症による欠席（出席停止）の取り扱いについて

生徒がインフルエンザなどの学校感染症に罹った場合、学校保健安全法により、出席停止の措置をとることになっています。

医療機関にて、別紙 1 記載感染症との診断を受けた場合は、速やかにご連絡ください。

また、医師の指示により、治癒後、登校する際には、別紙 2 の「学校感染症による欠席届」を保護者の方が記入して、担任へご提出ください。

なお、生徒手帳にも同様式が掲載されていますので、そちらをそのまま使用していただいてもかまいません。

（※病気の状況によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。）